

事務連絡
令和6年4月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室地域移行支援係

「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」
及び「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」
に係る正誤表の送付について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」（令和6年3月29日障発0329第8号）及び「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障発0329第1号）について、今般、訂正すべき追加事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。

○ 別紙1 「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業の実施について」 (令和6年3月29日障発0329第8号) の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	(別紙) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要 4 留意事項 イ 市町村の役割	イ 市町村の役割 地域生活支援拠点等の整備主体である市町村は、協議会やその他の会議等を活用し、当該区域において効果的な支援体制を構築するために、当該自治体の策定した障害福祉計画も踏まえつつ、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制の検討等を行うこと。 また、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、 <u>3のウ(ウ)</u> に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。	イ 市町村の役割 地域生活支援拠点等の整備主体である市町村は、協議会やその他の会議等を活用し、当該区域において効果的な支援体制を構築するために、当該自治体の策定した障害福祉計画も踏まえつつ、拠点関係機関等とともに拠点コーディネーターの役割の確認や人員配置体制の検討等を行うこと。 また、拠点コーディネーターの配置事業所等の選定に当たっては、単に事業所からの自薦を追認するのではなく、 <u>4のウ(ウ)</u> に掲げる業務を適切に実施できると認められる事業所を選定すること。
2	(別紙) 地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業実施要 4 留意事項 ウ 経過的取扱い	ウ 経過的取扱い <u>3のウ</u> に掲げる事業の実施に当たり、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等は、障害福祉サービス等報酬(地域生活支援拠点等機能強化加算)により評価されることとなるため、当該加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、本事業の補助対象となるものである。	ウ 経過的取扱い <u>4のウ</u> に掲げる事業の実施に当たり、拠点コーディネーターの配置に要する人件費等は、障害福祉サービス等報酬(地域生活支援拠点等機能強化加算)により評価されることとなるため、当該加算の算定要件を満たすための実施体制が整備されるまでの間に限り、本事業の補助対象となるものである。

○ 別紙2 「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障発0329第1号）の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 3 16行目	<p>(1) 拠点コーディネーターの配置</p> <p>拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。</p> <p>なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の<u>3のウの(イ)及び(ウ)</u>のとおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。</p>	<p>(1) 拠点コーディネーターの配置</p> <p>拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。</p> <p>なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、実施要綱の<u>3の(3)のウ</u>のとおりであるが、その具体的な業務例（イメージ）については以下のとおりである。</p>